

「令和 7 年度自治体検診事務デジタル化先行実証事業」

自治体説明会資料

2025年7月23日、25日開催

目次

1. 自治体検診DXの概要

- (1) 自治体検診DXの趣旨
- (2) 自治体検診DX の概要（将来像）
- (3) 対象とする検診
- (4) 二次利用について
- (5) 自治体検診DXにおけるメリット
- (6) 自治体検診DXに係る全体スケジュール

2. 自治体検診事務デジタル化先行実証事業の概要

- (1) 先行実証事業の目的と内容
- (2) 対象自治体
 - （参考）PIAの実施について
- (3) 先行実証の体制
- (4) 令和7年度の先行実証事業の範囲
- (5) 対象事務
- (6) 業務の流れ
- (7) 先行実証事業に参加する自治体の実施事項

3. 公募手続

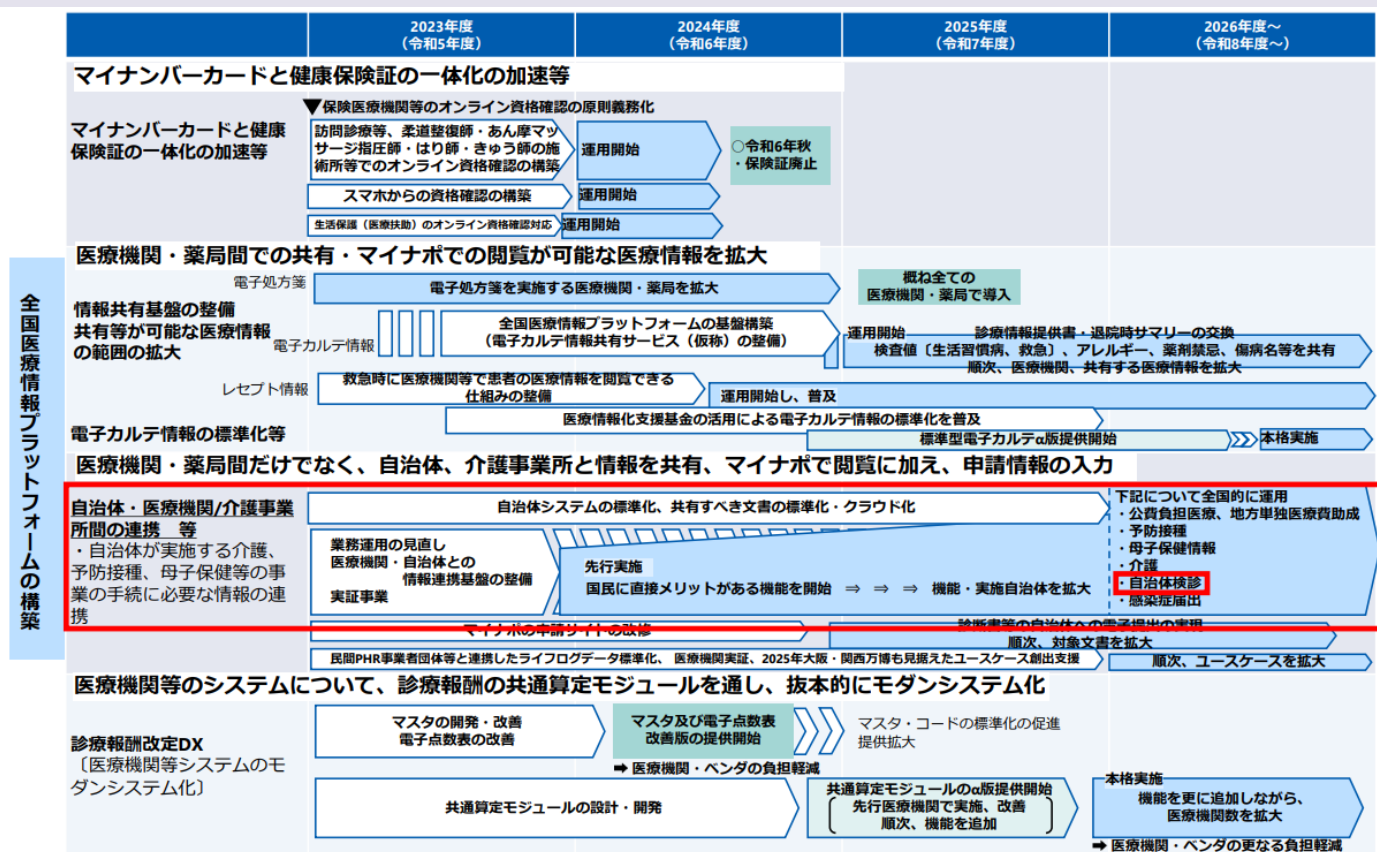
- (1) 申請団体に求める要件
- (2) 費用
- (3) 応募手続
- (4) 審査・採択
- (5) 先行実証事業のスケジュール
- (6) お問い合わせ

1. 自治体検診DXの概要

1 (1) 自治体検診DXの趣旨

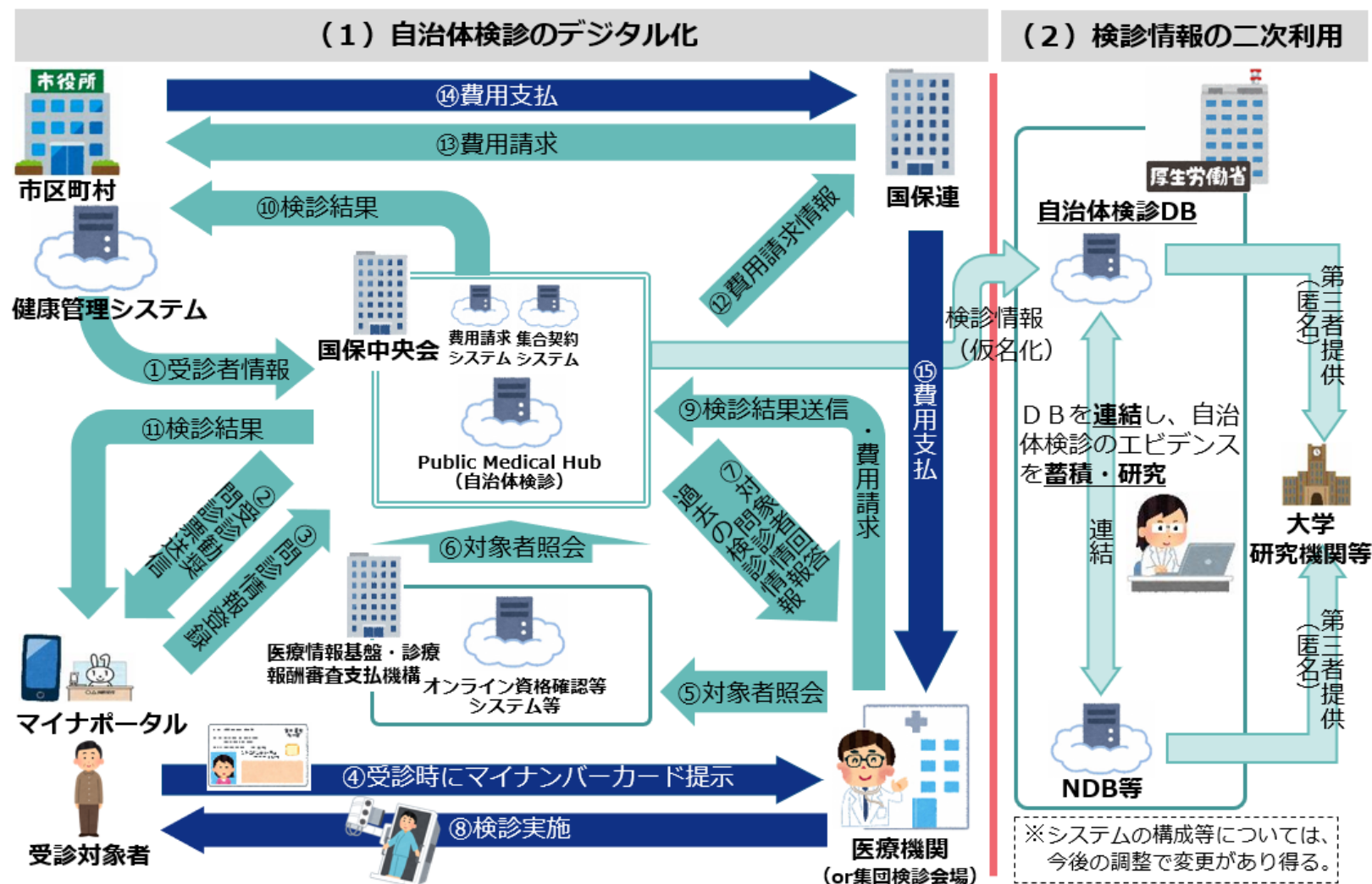
「医療DXの推進に関する工程表」（令和5年6月2日）において、全国医療情報プラットフォームを構築し、自治体検診情報においてもPublic Medical Hub（以下PMH）を介して同プラットフォームと連携する仕組みを構築することを掲げています。

自治体検診情報のほかにも、介護、予防接種や母子保健に関する情報を連携させ、医療機関・薬局等と自治体の間で必要な情報を共有できるようにします。



1 (2) 自治体検診DX の概要 (将来像)

自治体検診DXではPMHの仕組みを活用し、**自治体検診のデジタル化**によって検診事務の効率化を実現します。
また、**検診情報を二次利用**し、国民の健康寿命の延伸に貢献する政策研究等への利活用を目指します。



1 (3) 対象とする検診

健康増進法第19条の2に基づき、市町村が健康増進事業として実施する検診を対象とします。加えて、自治体独自に実施されている検診についても取り扱いを検討します。（令和7年度は対象を限定）

日本の健診（検診）制度の概要

全体像

- 母子保健法や学校保健安全法に基づき、乳幼児や児童・生徒等に対して健康診査（健康診断）を実施。
- 医療保険各法や高齢者医療確保法に基づき保険者が被保険者・被扶養者に対して、労働安全衛生法に基づき事業主が労働者に対して、健康診査（健康診断）を実施。
- 健康増進法に基づき、市町村が一定年齢の住民に対してがん検診などの各種検診を実施。

乳幼児等

母子保健法

【対象者】1歳6か月児、3歳児
【実施主体】市町村 **<義務>**

児童生徒等

学校保健安全法

【対象者】在学中の幼児、児童、生徒又は学生 ※就学時健診については小学校入学前の児童
【実施主体】学校（幼稚園から大学までを含む。） **<義務>**

	被保険者・被扶養者	うち労働者	その他
39歳以下	医療保険各法 （健康保険法、国民健康保険法等） 【対象者】被保険者・被扶養者 【実施主体】保険者 <努力義務>	労働安全衛生法 【対象者】常時使用する労働者※労働者にも受診義務あり 【実施主体】事業者 <義務> ※一定の有害な業務に従事する労働者には特殊健康診断を実施	健康増進法 【対象者】住民 【実施主体】市町村 <努力義務> 【種類】 ・歯周疾患検診 ・骨粗鬆症検診 ・肝炎ウイルス検診 ・がん検診 （胃がん検診、子宮頸がん検診、肺がん検診、乳がん検診、大腸がん検診） ・高齢者医療確保法に基づく特定健診の非対象者に対する健康診査・保健指導
40歳～74歳	高齢者医療確保法 特定健診 【対象者】加入者 【実施主体】保険者 <義務>	※労働安全衛生法に基づく事業者健診を受けるべき者については、事業者健診の受診を優先する。事業者健診の項目は、特定健診の項目を含んでおり、労働安全衛生法に基づく事業者健診の結果を、特定健診の結果として利用可能。	
75歳以上	高齢者医療確保法 【対象者】被保険者 【実施主体】後期高齢者医療広域連合 <努力義務>		

1（４）二次利用について

自治体検診情報を他の公的DBの情報と連結することで、検診受診状況と各種健康課題との関係性の分析から検診内容の有効性が検証できるようになり、さらにはより質の高い検診事業の展開が期待できます。

ユースケース①

がん登録DB



がん罹患情報

自治体検診DB



がん検診の受診歴



がん検診受診の有無とがん罹患情報の連結解析による精度管理

ユースケース②

NDB



- ・生活習慣病、要介護等の状況
- ・歯科治療の状況 ・医療費（医科、歯科）

介護DB



自治体検診DB



- ・歯周病検診の受診歴
- ・口腔内の状態



歯周病検診受診の有無と生活習慣病・介護等との関係性分析

ユースケース③

自治体検診DB



骨粗鬆症検診の受診歴

NDB



骨折の治療歴

介護DB



要介護度



骨粗鬆症検診受診の有無と、医療（骨折の治療歴）・介護（要介護度）との関係性の分析

1 (5) 自治体検診DXにおけるメリット

自治体検診DXでは、**自治体・医療機関における事務業務負荷軽減**に加え、**健康に関する課題の早期発見・予防／健康増進、健康寿命延伸、効果的・質の高い医療サービスの享受**など住民へのメリットも創出します。

	国民	医療機関	自治体	国
対象者情報登録～受診勧奨	- 受診忘れ防止 - 検診情報管理の負荷軽減(いつでも日時/場所を確認可能)	—	- 受診票作成/郵送業務省略、コスト削減 - フォロー対象者に係る登録業務省力化(受診率向上により)	受診率向上(スマホの受診勧奨通知による複数回のリマインドが可能のため)
検診受付～問診票登録	- 受診票の紛失防止 - 問診票記入の手間削減、時短	- 受付事務の負荷軽減、人員削減 - 問診票事前を確認可能 - 過去検診情報を参照可能	- 受付事務の負荷軽減、人員削減 - 問診票記入場所が不要(集団検診)	—
検診の実施		過去検診情報参照により、効果的な検診の実施に寄与	—	健康に関する課題の早期発見
検診結果通知	- 結果管理の負荷軽減 - 健康意識向上(スマホで結果管理可能、いつでも結果が確認可能となるため)	自院システムと自治体向け結果報告の二重入力の事務負荷削減/システム対応コスト削減	検診結果登録業務の負荷削減	国民の健康課題の早期発見
※精密検査	- 受診票の紛失、受診忘れ防止 - 問診票記入の手間削減、時短	- 一次検診医療機関から精密検査医療機関への連絡票の郵送、対象者管理の業務負荷/コスト削減 - 精密検査結果の医療者間での共有が診療の参考情報として有用	- 精密検査受診票作成/郵送業務省略 - 郵送コスト削減	- 受診率向上 - 健康に関する課題の早期発見 - 医療費適正化(受診者の検査が必要最低限になるため)
※契約、請求支払	—	契約書作成事務の負荷軽減	- 提出された検診結果と請求書の突合確認の効率化(PMH活用) - 支払通知書作成業務の負荷軽減 - 郵送業務省略	—

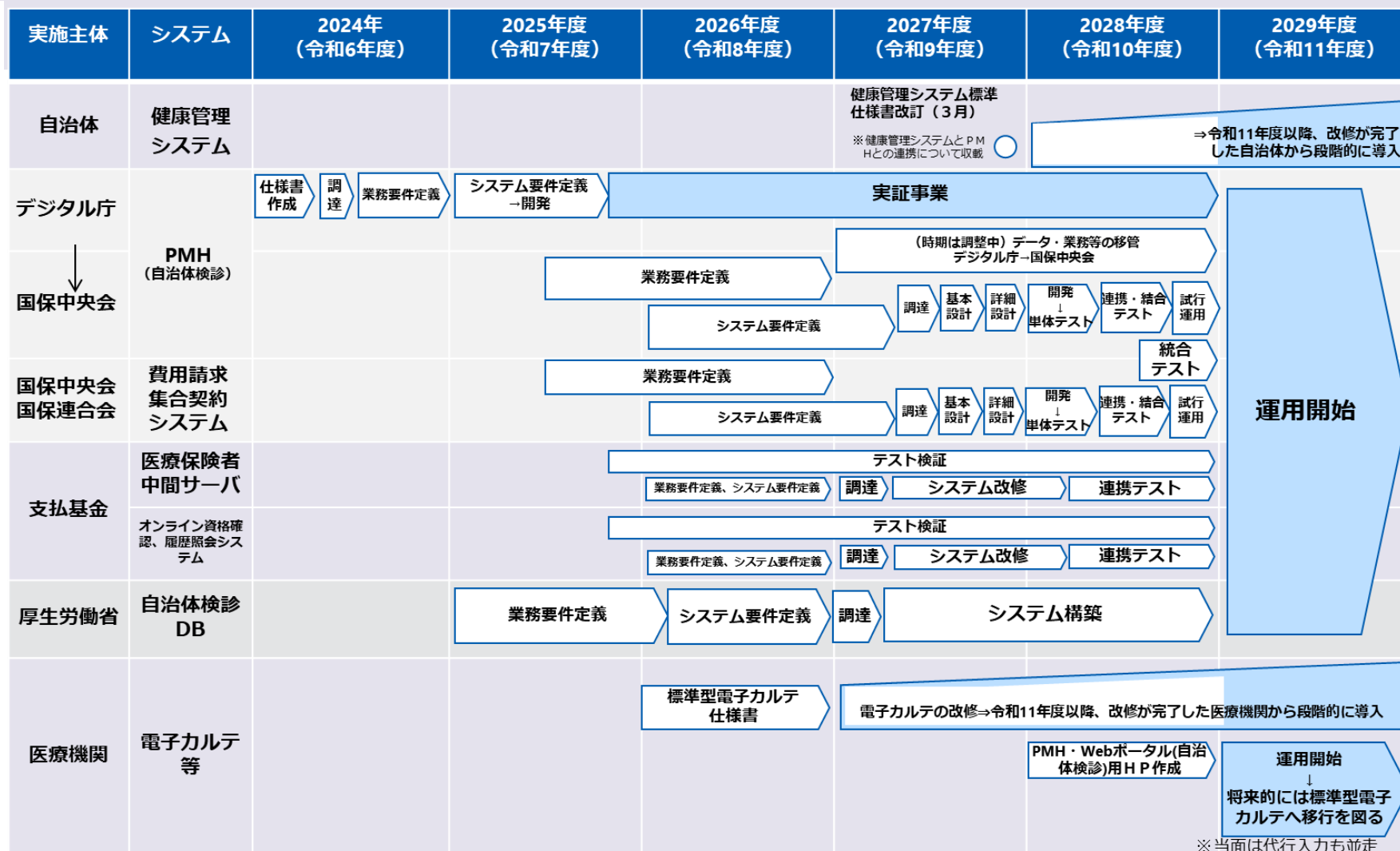
※グレーアウトの精密検査、契約、請求支払等はR11年度以降に創出されるメリット

総合的なメリット	●個別化された、効果的な医療サービスの享受 ●健康に関する課題の早期発見 →予防/健康増進、健康寿命延伸	●事務業務負荷軽減、コスト削減 ●質の高い保健医療の提供、新たな保健指導や受診の在り方へ(保健医療情報の適切かつ効果的な活用による)	●事務業務負荷軽減、コスト削減 ●住民の予防/健康増進、健康寿命延伸(受診率向上/医療サービスの質向上による) ●DXによる先進自治体・若年層へのアピール	●国民の予防/健康増進、健康寿命延伸(受診率向上/医療サービスの質向上による) ●DXによるデジタル政府アピール
----------	---	---	---	---

出所) R7調査研究等業務委託事業者・三菱総合研究所作成(未定稿)

1 (6) 自治体検診DXに係る全体スケジュール

令和11年度の全国展開に向け、令和7年度中に先行実証事業を開始します。



2. 自治体検診事務デジタル化 先行実証事業の概要

2（１）先行実証事業の目的と内容

先行実証の目的と調査・検証の内容は以下のとおりです。

目的

複数の自治体で先行実証事業を行うことで、自治体検診DXに係る関係者のニーズ把握や課題の洗い出しを行い、令和11年度に予定している全国展開に向けて効果的・効率的な仕組みを検討する。

調査・検証の内容

検証受託者と緊密に連携しつつ、自治体や医療機関等がPMHを用いて、令和7年度先行実証事業の業務を円滑に実施できるように実証を行う。

市区町村において実証を行う際に、定義された標準プロセスやフォーマット類を用いて進めることができるか、検証を行う。

自治体・ 医療機関等

- 検診にかかる業務フローの検証・反応の収集
- PMHと連携した医療機関向けアプリを用いた検診の実施
（自治体が既に周知した検診外での実施でも可） 等

システム 運用 事業者等

- PMHとの情報連携のための環境整備
（医療機関向けアプリ、健康管理システムがPMHと連携するための準備等）
- デジタル化された自治体検診情報のシステム連携 等



2（2）対象自治体

本事業は先行実証事業に参加を希望する市区町村（特別区を含む）を対象に実施します。

事業期間を鑑み、特定個人情報保護評価の**種類に応じて、公募は以下の2通り実施します。**

	公募A（標準）	公募B
概要	令和7年度の先行実証に参加する自治体の募集	全国展開に向けて令和7年度から準備を行う自治体の募集
対象自治体	PIAが「 基礎項目 」または「 基礎項目 + 重点項目 」の自治体	PIAが「 基礎項目 + 全項目 」の自治体
備考	—	※令和7年度に環境整備に着手することは難しいが、本事業が翌年度以降も継続して実施されることとなった場合に向けて 今年度から検証受託者の支援を受けて特定個人情報保護評価の準備を行う ※翌年度以降の先行実証事業では令和7年度の内容から変更となる可能性がある



(参考) PIAの実施について (1 / 2)

本事業は特定個人情報ファイル（個人番号をその内容に含む個人情報ファイル）を取り扱う事務を対象とするため、健康管理システム等の環境整備に着手するまでに特定個人情報保護評価(PIA)が完了している必要があります。**採択された場合には、以下の説明を参考に、各自治体においてPIAの実施をお願いいたします。**

なお、検証受託者より評価書のひな形を提供する予定です。

特定個人情報保護評価の対象

- ・ 特定個人情報保護評価の対象は、特定個人情報ファイルを取り扱う事務
- ・ 原則として法令上の事務ごと、番号法別表に掲げる事務ごとに実施
- ・ 評価実施機関の判断で法令上の事務を分割又は統合した事務の単位で実施することも可

所要期間

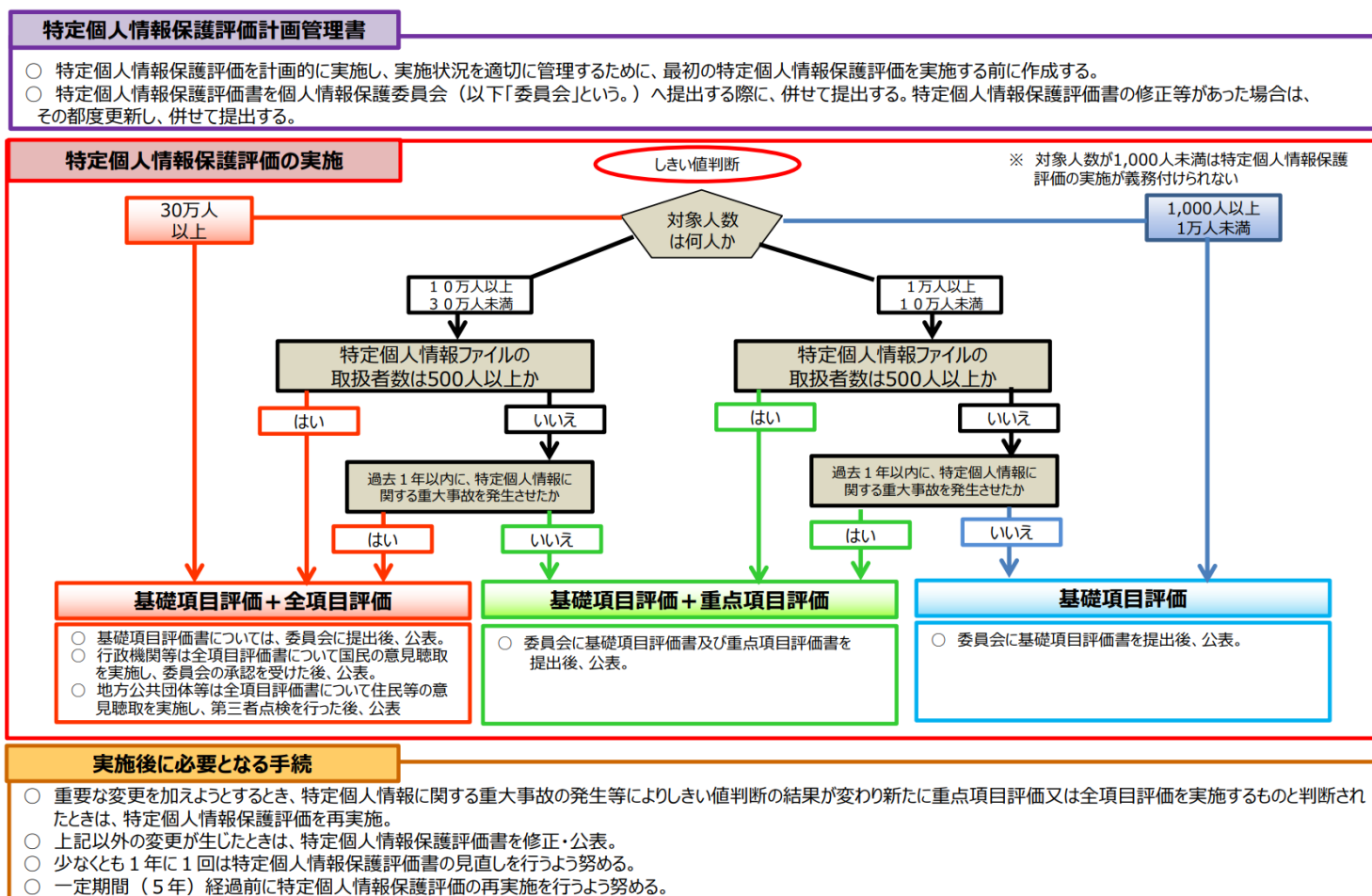
- ・ 自治体の規模等により下表のいずれかの実施が必要となります。
- ・ 特定個人情報保護評価の実施手順（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/PIA_zissitezyun.pdf）等を参照し、保護評価を適切かつ円滑に実施してください。

基礎項目評価	標準1～2週間
基礎項目評価＋重点項目評価	標準1～1.5か月
基礎項目評価＋全項目評価	標準6か月 ※全項目評価に該当する団体は検証受託者にご相談ください



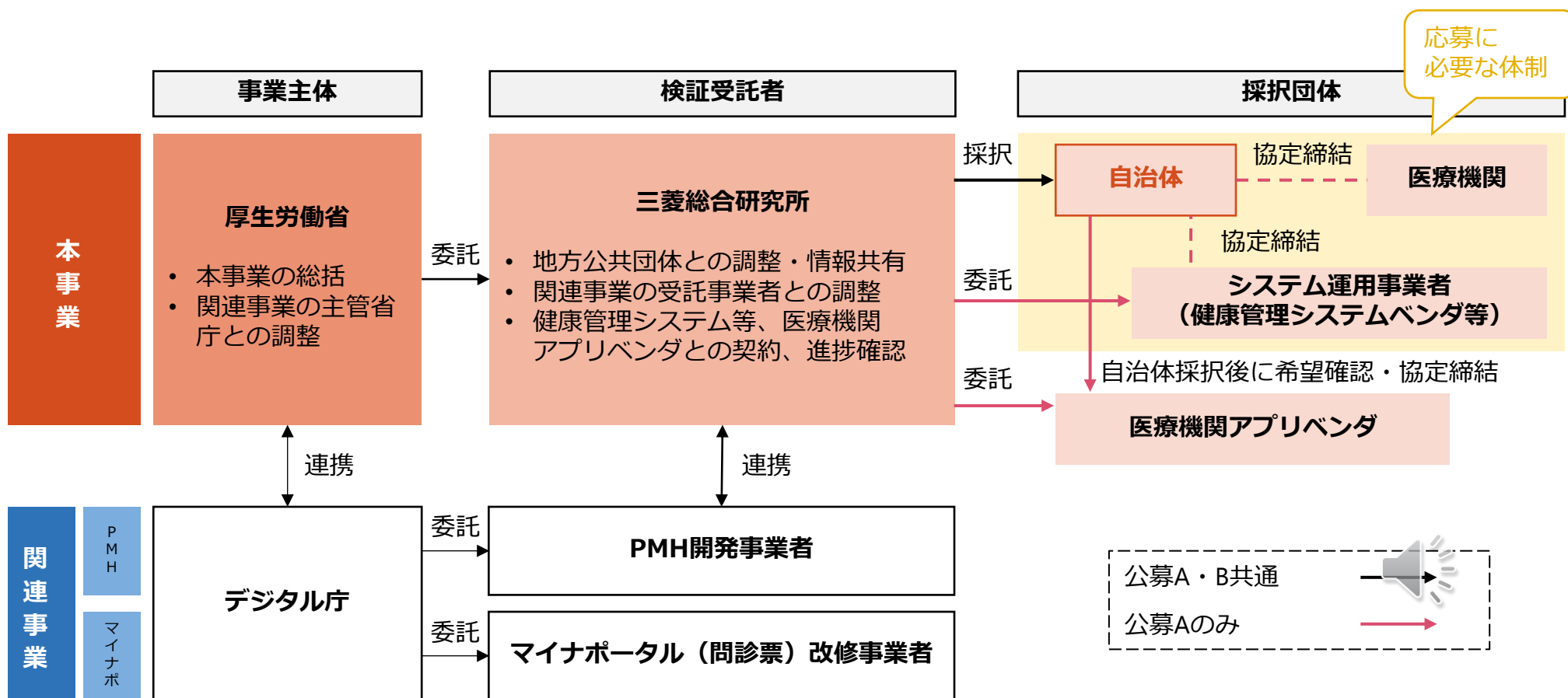
(参考) PIAの実施について (2 / 2)

該当事務において保有する全ての特定個人情報ファイルに記録される“本人”の数により、必要な評価が異なります。しきい値判断を行い、実施すべき保護評価の種類を判断してください。



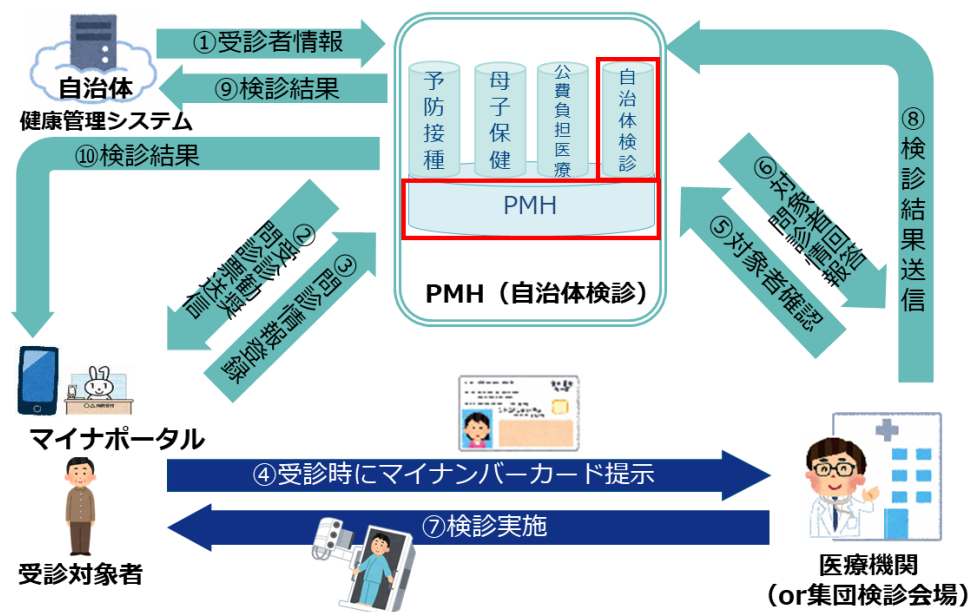
2 (3) 先行実証の体制

公募Aでは、**健康管理システムベンダ等とあらかじめ協議・調整を行い、また、実証に参加する見込みのある医療機関を1か所以上確保して応募してください。**なお、PMHと接続するために医療機関等で利用する「医療機関アプリ」は、採択後にマッチングを実施します。環境整備を行うための契約は**検証受託者と健康管理システムベンダ等や医療機関アプリベンダの間で締結**します。



2（4）令和7年度の先行実証の範囲

先行実証事業の業務の範囲は、PMHと自治体、医療機関等、受診対象者間の連携となります。



出所）R7調査研究等業務委託事業者・三菱総合研究所作成（未定稿）

※ 令和7年度の先行実証においては、
費用支払や二次利用は対象外

	業務	業務概要
①	受診対象者の登録	自治体から連携される検診の受診対象者の情報を登録する。
②	受診勧奨問診票の送付	登録された検診対象者のうち、勧奨対象者となる情報の抽出を行い、問診票を送付する。
③	問診票の回答登録	検診対象者がマイナポータルなどを通じて作成した問診票に回答し、PMHに情報を登録する。
④	医療機関等での検診受付	医療機関に対し、受診時にマイナンバーカードを提示する。
⑤	対象者情報の確認	医療機関からPMHに対して検診対象者を確認する。
⑥	受診対象者の回答、問診票回答情報の送信	PMHから医療機関に検診対象者情報・問診票回答を送信し、検診の受付を行う。
⑦	検診実施	医療機関等において検診を実施する。 ※今年度の実証では、その場で検診を実施しないことも可能
⑧	検診結果の送信	医療機関等にて作成された検診結果を登録する。医療機関は、登録の際、不正な情報が記入されていないことを確認する。登録された検診結果の検索・照会を行い、必要に応じて修正する。
⑨	検診結果の連携（自治体）	医療機関が登録した検診結果を検診対象者が居住する自治体に連携する。
⑩	検診結果の閲覧（住民）	登録された検診結果をマイナポータルで閲覧する。

2 (5) 対象事務

先行実証事業では健康増進法19条の2に基づき、市区町村が健康増進事業として実施する検診のうち**歯周疾患検診とがん検診を対象**とします。

実証に参加する団体は、**歯周疾患検診またはがん検診のうち、1種類以上**の検診を実施してください。また、令和7年度の先行実証では**各検診のデータ項目は標準規格を用いる**ことをご了承ください。なお、本事業が翌年度以降も継続する場合、自治体独自に実施されている検診についても取り扱いを検討します。

※ 令和7年度の先行実証事業では、赤枠内の検診を対象として1種類以上を実施する

種類	目的	対象者・受診間隔	検査項目
歯周疾患検診	歯の喪失を予防する	20、30、40、50、60、70歳の者	問診、歯周組織検査
骨粗鬆症検診	早期に骨量減少者を発見し、骨粗鬆症を予防する	40、45、50、55、60、65、70歳の女性	問診、骨量測定
肝炎ウイルス検診	肝炎による健康障害の回避、症状の軽減、進行の遅延を図る	40歳以上の者 (過去に検診受診していない者に限る)	問診、B型肝炎ウイルス検査、C型肝炎ウイルス検査
がん検診	胃がん検診	50歳以上の者・2年に1回 (胃部エックス線検査については、当分の間、「40歳以上の者・年1回」で実施可)	問診に加え、胃部エックス線検査又は胃内視鏡検査のいずれか
	子宮頸がん検診	20歳代の女性・2年に1回	問診、視診、子宮頸部の細胞診、内診
		30歳以上の女性 2年に1回 5年に1回 ※罹患リスクが高い者については1年後に受診	問診、視診、子宮頸部の細胞診、内診
	肺がん検診	40歳以上の者・年1回	質問(問診)、胸部エックス線検査、喀痰細胞診(※) ※原則として、50歳以上で喫煙指数(1日本数×年数)600以上である者(過去における喫煙者を含む)に対して実施。
	乳がん検診	40歳以上の女性・2年に1回	質問(問診)、乳房エックス線検査(マンモグラフィ)
	大腸がん検診	40歳以上の者・年1回	問診、便潜血検査

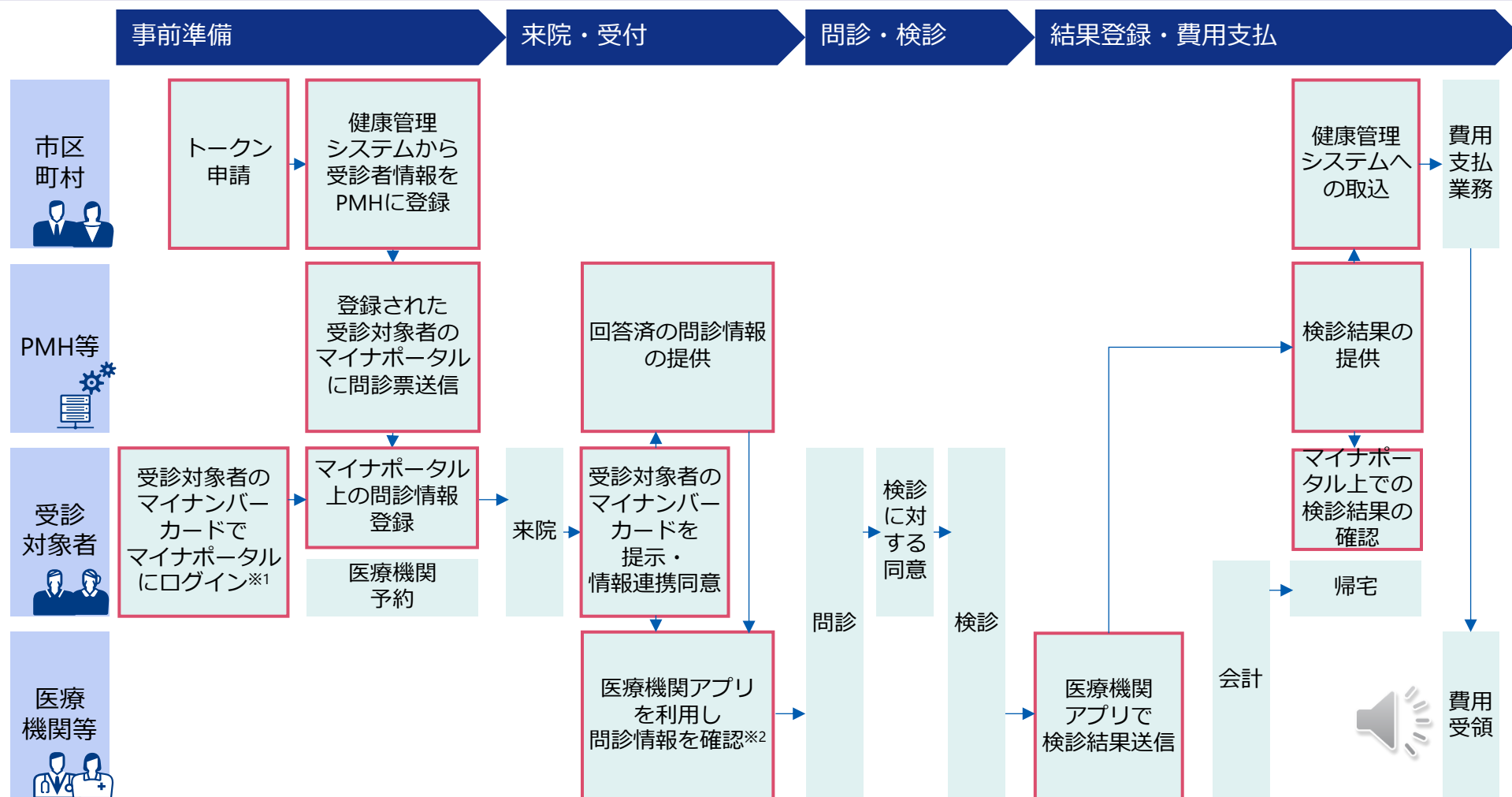
個別の
がん検診は
1種類と数える



2 (6) 業務の流れ

令和7年度におけるPMHを用いた自治体検診の基本的な想定業務は以下のとおりです。

赤枠：
令和7年度の先行実証でデジタル化



※1:健康保険の加入状況により、先行実証事業を利用できない場合がある
 ※2:問診票に不備がある場合は医療機関アプリから修正が可能
 出所) R7調査研究等業務委託事業者・三菱総合研究所作成 (未定稿)

2（7）先行実証事業に参加する自治体の実施事項＜公募A＞

採択後、公募Aの採択団体は以下を実施いただきます。

～2025年8月25日

9月～2026年2月

先行実証は**2026年3月16日以降**

公募

環境整備

準備・先行実証事業実施

結果整理

【自治体内での対応】

- 関係部署の協力を取り付ける

【医療機関等向け】

- 本事業について医師会等関係団体への説明を行い、先行実証事業に協力いただける医療機関の協力を取り付ける

【健康管理システムベンダ等向け】

- 本事業への協力を取りつけ、参加にあたって必要な環境整備にかかる費用の見積を入手する

【自治体内での対応】

- 健康管理システムの環境整備に着手するまでに特定個人情報保護評価（PIA）の対応を行う
- 健康管理システム、PMH間でのテスト終了後、対象者登録を実施する
- PMHシステム利用規約に同意する

【受診対象者向け】

- 本実証に協力してもらう受診対象者を選定する

【医療機関等向け】

- 医療機関との間で本事業に関する協定書を締結する

9月下旬開催予定

医療機関アプリ選定

- 医療機関アプリ説明会に参加し、希望する医療機関アプリを選択する
- 利用する医療機関アプリが決定した後、医療機関アプリベンダとの間で本事業に関する協定書を締結する

【医療機関等向け】

- 医療機関と調整し、医療機関アプリベンダが実施するアプリの操作説明の機会を確保する

【受診対象者向け】

- 実施に向けた当日の案内や問合せ対応等を行う

【自治体内での対応】

- 実証実施前にトークン発行等関連機関がPMHを利用するための準備を実施する
- 医療機関アプリを通じてPMHに登録された検診結果を健康管理システムに取り込む

- 本事業で得られた課題や知見について、検証受託者からの指示に従い取りまとめる
- 検証受託者が、医療機関等に対して実施するインタビューの調整に協力する



2（7）先行実証事業に参加する自治体の実施事項＜公募B＞

採択後、公募Bの採択団体は以下を実施いただきます。

～2025年8月25日

9月～

公募

環境整備

結果整理

【自治体内での対応】

- 関係部署の協力を取り付ける

【自治体内での対応】

- 健康管理システムの環境整備に着手するまでに特定個人情報保護評価（PIA）の対応を行う

- 本事業で得られた課題や知見について、検証受託者からの指示に従い取りまとめる



3. 公募手続

3（１）申請団体に求める要件

申請団体に求める主な要件は以下のとおりです。**公募Aでは医療機関および健康管理システムベンダ等の協力**が必要です。

	公募A （令和7年度の先行実証事業に参加する自治体の募集）	公募B （全国展開に向けて令和7年度から準備を行う自治体の募集）
基本的 事項	- 申請段階で実証に参加する見込みのある医療機関等を1か所以上確保すること。 - 医療機関等に対して、実証内容や支援内容（実証端末の貸与等）について説明していること。 - 本事業が翌年度以降も継続して実施されることとなった場合は、継続参加が原則となること。	- 本事業が翌年度以降も継続して実施されることとなった場合は、継続参加が原則となること。 - その場合、公募Aに記載の要件が求められることについて理解していること。ただし、内容が変更となる可能性がある。
対象事業 に関する こと	- 業務及び情報システムの運用や、データの取扱いに係る関係法令、条例等の運用については、採択団体が一義的に責任を有すること。 - 健康管理システムの環境整備に着手するまでに特定個人情報保護評価（PIA）の対応を行うこと。	本事業が翌年度以降も継続して実施されることとなった場合に向けて、採択団体は、特定個人情報保護評価（PIA）の対応を本年度中に着手すること。
契約等に 関すること	- 採択後、採択団体と医療機関アプリベンダ、健康管理システムベンダ等、医療機関等との間で、本事業遂行における役割等を定めるための協定書等を交わすこと。 - 採択団体は、検証受託者が健康管理システムベンダ等と直接委託契約を締結し、本事業で参加を希望する対象事務に関連する環境整備をすることについて合意すること。	— 

3（2）費用

本事業の遂行に直接的に必要な経費のうち、**本事業の実施に当たり新たに経費が必要となるものについては、検証受託者が支払います。**

公募Aでの支払いの対象として想定する経費の例は以下のとおりです。**例にない経費でも認められる場合がある**ので、検証受託者に相談ください。

公募Bでの費用の発生は想定していませんが、費用が発生する場合には検証受託者に相談ください。

<公募A> 対象経費の例

※1 その他に「周知広報に用いるリーフレット等の印刷料」は、検証受託者が印刷し、印刷済のものを自治体に配布する
※2 タブレット等は検証受託者が配布する

	対象経費※1	備考
健康管理システム等	- 自治体の健康管理システムとPMH間で、事業の遂行に必要なデータを連携するための自治体システムの環境整備にかかる費用 - 上記の環境整備を実施する過程での課題等を取りまとめるための費用	検証受託者が健康管理システムベンダ等と契約し費用を支払う 申請時点で自治体が自団体の健康管理システムベンダ等から見積を取得する - 検証受託者にて、その見積の合理性を判定した上で、支払う
医療機関アプリ	医療機関アプリとPMHとの接続にかかる環境整備の費用 - 上記の環境整備を実施する過程での課題等を取りまとめるための費用 医療機関アプリの利用料 - 医療機関アプリを搭載したタブレット等※2の利用料	検証受託者が医療機関アプリベンダと契約し費用を支払う 

<公募B> ⇒費用想定なし

3 (3) 応募手続

本事業では「**関心表明**」と「**応募申請**」の2段階で応募を受け付けます。必要書類や提出方法は下記の通りです。関心表明を提出した自治体には個別の問い合わせへの対応が可能になるため、可能な限り早期に提出ください。

	① 関心表明	② 応募申請
応募手続	● 検証受託者が各自治体の参加意向を把握し、必要に応じて調整を図ることを目的としたもの ● 協力医療機関・健康管理システムベンダ等と協議中でも提出可 ● 最終的な応募を取りやめることは差し支えない ● 本事業に関心がある場合、早期に「関心表明」することが望ましい	● 協力医療機関等及び健康管理システムベンダ等との調整結果を受けて最終的な応募意思を確認することを目的としたもの ● 関心表明にて未記載・未提出であった項目・書類を提出 ● 「応募申請書」の提出を以て、応募手続完了とみなす
必要書類	● 令和7年度自治体検診事務デジタル化先行実証事業に係る関心表明 ※ ウェブサイト上のフォームより提出	<公募A・B共通> ● 【令和7年度自治体検診事務デジタル化先行実証事業に係る応募申請書 ※公募AとBで様式が異なる <公募Aのみ> ● 令和7年度自治体検診DX先行実施事業に係る見積依頼内容確認シート ● 健康管理システムベンダ見積書（書式自由） ※健康管理システムベンダ等から見積を取得した上で提出すること。 ※ 追加資料を求める場合がある。
提出方法	● 下記のフォームより必要事項を記載し、応募すること。 https://questant.jp/q/kenshin_kanshin 注）本フォームでは記入事項の一時保存及び回答完了後の修正は不可	● 下記のアドレスにメールにより提出すること。 jititaikensindx-jissyou@ml.mri.co.jp ● メール受領後、申請者に対して検証受託者から受領確認メールを送信する。
期限	令和7年8月18日（月）正午	令和7年8月25日（月）正午

3（3）応募手続

応募申請時には健康管理システムベンダに「健康管理システムベンダ等向け資料」および「令和7年度自治体検診事務デジタル化先行実証事業に係る見積依頼内容確認シート」を渡し、見積を取得してください。

MRI 三菱総合研究所 MRI受託事業 公募・公開情報

トップ

公募案内・採択結果

調査・研究成果報告

セミナー情報

3. 資料について

本事業に関する資料は、下記リンク先からご参照いただけます。関係者（自治体内関係者や健康管理システムベンダ、医療機関等）と本事業への公募を検討するにあたり、必要な資料はご活用ください。

【応募申請に必要な資料】

- ☒ 応募申請書（準備中）
- ☒ 令和7年度自治体検診事務デジタル化先行実証事業に係る見積依頼内容確認シート（準備中）

【健康管理システムベンダ向け資料】

（準備中）

【参考資料】

- ☐ 自治体検診DXの推進（厚生労働省HP）
- ☐ （参考）自治体検診DXの推進に関する調査研究等一式（令和7年度）仕様書

7/23（水）15時資料公開



3（4）審査・採択

書面審査に基づき、選定し、採択します。

評価に際し、追加資料の提出、ヒアリングや申請書に記載のある内容の修正等を求める場合があります。

申請内容の確認・修正

- 選定は、提出された書類に基づいて行う。
- 提出された**書類の修正**や、**追加資料の提出、ヒアリングの実施**等を依頼することがある。
- 当該**修正等の可否は、選定に当たっての評価に影響**する場合がある。

採択

- 採択した自治体については、検証受託者から内示する。
※ 採択内容は、検証受託者と採択団体での調整の上、契約時までには修正等を行うことがある。



3（5）先行実証事業のスケジュール＜公募A＞

令和7年度の先行実証は以下のとおり実施します。

なお、以下は現時点での想定であり、変更が生じた場合には、採択団体に速やかに共有いたします。



3（6）お問い合わせ

お問い合わせについては、以下のフォームより受け付けます。

本公募要領に関する質問のほか、提出資料に関する相談等も受け付け、回答は、メール又は電話にて行います。

お問い合わせフォーム

https://questant.jp/q/kenshin_toiawase

フォームでの問い合わせが困難な場合等は、以下に連絡すること。

宛先 : 株式会社三菱総合研究所 自治体検診事務デジタル化先行実証事業受託者（検証受託者）

メール : jititaikensindx-jissy@ml.mri.co.jp



以上